

千葉県職

発行所 千葉県職員労働組合
〒260-8667
千葉市中央区市場町1の1 県庁内
TEL 043(223)4608 FAX(224)5475
Eメール honbu@chibakensyoku.jp
発行責任者 宇内 敏哲

初任給・若年部分の給与改定
子ども扶養手当500円アップ
一時金0.05月アップ など

年明け再交渉

07年給与改定の年内実施見送りは不当 人勧の値切りを許さず、諸要求実現に全力をあげよう

秋季闘争では、基本給引き上げをはじめとした賃金改善要求とともに、査定賃金反対、労働時間短縮、介護・子育て支援制度充実、非常勤職員の祝祭日保障などをめざしました。第2回交渉で、県当局から「育児短時間勤務制度の導入」「療養休暇日数の改悪」が提案されましたが、地公労は、安心して働き続けられる職場と労働条件を基本にたたかいをすすめてきました。

重点要求に対する県当局の回答状況は、以下のとおりです。

(1) 要求を実現した課題

- ①子育て支援制度充実について、「子育て休暇の対象を義務教育修了までとし、平成20年1月1日から実施したい」と回答させ、要求を実現しました。
- ②育児休業取得による復職時給料調整について、「8月1日以降の育児休業は復職時100%とする」と回答させ、要求を実現しました。
- ③非常勤職員の祝祭日の取扱いについて、「勤務を要しない日とし、報酬の減額対象としない。平成20年1月1日から実施する」と回答させ、要求を実現しました。

(2) 交渉を継続した課題

- ①勤労手当への来年度からの査定反映（本庁課長級以上）について、「3年間の経過措置を設けたい」と回答しましたが、査定賃金導入反対の立場で引き続き交渉します。
- ②療養休暇の改悪提案（180日を90日に削減）については、「12月議会条例化は見送り、引き続き話し合う」と回答しました。提案撤回を求めて引き続き交渉します。
- ③育児短時間勤務制度の導入については、代替職員の確保など具体的運用について、引き続き交渉します。
- ④育児休業の復職時調整と現行制度との調整（給料の逆転、レポート要件）について、引き続き交渉します。

地公労は、11月26日、12月県議会前の最終交渉を総務部長と行いました。部長は「財源措置が整わないため給与改定の12月議会提案はできない、大変申し訳ない」と回答。



県職労に入って要求を前進させよう

実現しました

- 子育て休暇を義務教育修了まで拡大
- 育児休業復職時給料100%還元
- 嘱託職員の祝祭日を土日なみに

県当局 現業賃金の「大幅引き下げ」を示唆

そして私たちの「完全実施を約束せよ」という追及に対し、「人勧を基本的に尊重する立場であり、みなさんの期待に応えられるよう最善の努力をしたい」と回答しました。

10月12日に出された県人勧は、生活改善には程遠いものの、初任給および県局は「財源措置が整わない」ことを理由にしていますが、「地方交付税の減額」は予想されたことであり、財源措置は「07年賃金確定について、県当局が2007年給与改定料表改定を含む9年ぶりのブラを提案せず、年内実施を見送ったことは不当であり、断じて容認することはできません。」

若年層の基本給引き上げ、一時金を0.05月引き上げなど、給与表改定を9年ぶりのブラを提案せず、年内実施を見送ったことは不当であり、断じて容認することはできません。

07年賃金確定について、県当局は「年明け早々には提案し」と回答しており、年を越してのたたかひとなります。査定賃金反対、療養休暇改悪反対などの課題についても、交渉を継続します。引き続き、人勧値切りを許さず、給与改定の完全実施をはじめ諸要求実現に向け全力をあげましょう。

また、国は、地方公務員の現業職員の賃金が民間と比べ「高すぎる」と、「総合的な点検の実施について」通知しています。この問題について県当局は、今回交渉の中で、「現在、手法も含めて検討中。取り組み方針は19年度中に公表」との考えを示しました。そして、「国の方針に従えば大幅引き下げを伴うことになる」との追及に、「そうなる。行2表の導入も含め検討せざるを得ない」と、本抜改悪の意向を示しました。組合は、労使交渉事項であることを確認するとともに、「改悪より改善」の立場で今後の交渉にあたることを表明しました。



求められる抜本的税財源対策

200億円の財源不足を言うなら法人事業税の超過課税を

堂本知事は至る所で、「200億円、200億円」と財源不足を言い立て、来年度予算ではさらに医療や福祉などの県民要望を切りつめる布石にしようとしているのでしょうか。07年給与増額を前年実施せず、財政困難の責任はすべて、国の交付税削減にあるのか、ようですが、独自の努力はどうなのでしょう。

課題です。直ちに、大企業の法人事業税への超過課税導入を決断すべきです。宮城県は9月定例会議で法人事業税の超過課税を決め、新たに30億円の財源を確保しました。

堂本知事は、法人超過課税を「ねらい撃ちするような税」と導入に消極的ですが、大企業はいま、バブル期をこえる空前の利益をあげています。しかも、この間の企業減税で、県内企業の法人2税の減税分は今年度だけで530億円に達し、この10年間で3130億円ものぼります。庶民には定率減税廃止などで減税措置はなくなっています。「空前の利益」にふさわしい負担を、大企業に求めるべきです。他県並み「5%増税」なら60億円の財源が確保されます。

課税です。直ちに、大企業の法人事業税への超過課税導入を決断すべきです。宮城県は9月定例会議で法人事業税の超過課税を決め、新たに30億円の財源を確保しました。

法人事業税の超過課税なら交付税は減額されない

平成16年度以降に「三位一体」改革の名による国の地方への歳出減らしは、これからも強まり、交付税はますます減らされます。国のこんなやり方は許されるものではありませんが、緊急の裁量で財源を確保することは、緊急

課税です。直ちに、大企業の法人事業税への超過課税導入を決断すべきです。宮城県は9月定例会議で法人事業税の超過課税を決め、新たに30億円の財源を確保しました。

課税です。直ちに、大企業の法人事業税への超過課税導入を決断すべきです。宮城県は9月定例会議で法人事業税の超過課税を決め、新たに30億円の財源を確保しました。

課税です。直ちに、大企業の法人事業税への超過課税導入を決断すべきです。宮城県は9月定例会議で法人事業税の超過課税を決め、新たに30億円の財源を確保しました。

場当たりの対応には問題がある

県税特別徴収対策の実施について

1. 県税特別徴収対策が実施されます。「税収確保」は重要としても、「増員」され、短期間に結果を求められる税務職場はもちろん、年度途中で人員減を強要される職場は大変です。「場当たりの対応ではないか」、「パフォーマンスならやめて欲しい」、などの声が寄せられています。私達は、県税特別徴収対策について、以下の点で問題があると考えます。

2. 第一に、責任の所在です。県当局は、「財源不足が、極めて深刻、危機的な状況」を強調し、原因は、「地方交付税の減額や義務的経費の増大」にあるとしています。

確かに直接の原因は、地方交付税の削減を押し付けた国の施策（三位一体の「改革」）にあります。しかし、それは決して予測できない事態ではなかったはず。事実、県当局は、昨年秋の労使交渉では、「交付税の大幅な削減が予想される。財政状況は引き続き厳しい」と独自賃下げの継続を押しつけたのです。「予測できない」事態ではなく、「予測はできたし、していたが、適切な対応をしなかった」というのが実際でしょう。県当局の責任は重大です。

3. 第二に、自らの責任は棚上げしつつ、「増員した」と事実をあべこべに描いてまで職員に一層の負担増を押し付けていることです。

県当局は、「（交付税の削減は）予想を上回る事態だった」ともしています。しかし、「予想をしていた」のであれば必要な手を打つべきであり、「大局観、先見性ある」（目標チャレンジプログラムの能力発揮シート）対応が求められたはず。にも関わらず県当局は、今年4月の人事異動で、税務職場の人員を26名削減しました。昨年と合わせるなら46名の削減です。県当局は、「（特別対策で）30名増やした」としていますが、実態は「減員」なのです。税務課当局は、「（30名の増員で）結果が求められる」としていますが、「人員を減らし続けて今更何を」、「たった数ヶ月で何ができる」、「かえって職場は混乱し、マイナスの方が大きい」との声があがるのは当然でしょう。

4. 「場当たりの運営」は、職場に混乱を持ち込み、県行政に対する県民の不信を高めることになります。私達は、県当局が、大局観、先見性を持って、しっかりと組織財政運営を行うよう強く要求するものです。

同時に、税・財政運営にあたっては、「大規模開発の無駄遣いはやめよ」、「空前のもうけをあげている大企業に応分の負担を。法人事業税の超過課税を実施せよ」、の立場をあらためて強調するものです。

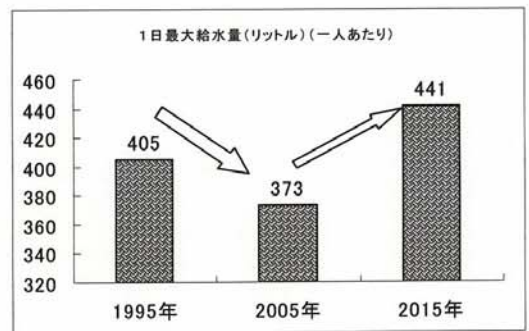
千葉県職員労働組合中央執行委員会

一方、ムダな公共事業の中でも八ツ場ダムはバブル期の計画のままで。八ツ場ダムは、総事業費4600億円、うち千葉県の負担分は、建設費だけで403億円、金利を含めると760億円とも言われる巨額事業です。しかし、八ツ場ダム参画の重要な根拠として使われてきた「長期水需給計画」では人口はどんどん増え、一人あたりの水使用量も増え続けるという杜撰な

課税です。直ちに、大企業の法人事業税への超過課税導入を決断すべきです。宮城県は9月定例会議で法人事業税の超過課税を決め、新たに30億円の財源を確保しました。

2015年の人口(万人)

国立社会保障・人口問題研究所推計値



1日最大給水量(リットル)(一人あたり)

他県並みの法人事業税の5%の超過課税をすれば60億の増収 宮城県も20年3月から導入決定

| | 東京 | 愛知 | 大阪 | 静岡 | 京都 | 神奈川 | 兵庫 | 千葉 | 宮城 |
|---------------|-------|-------|-------|------|------|-------|------|------|------|
| 税収に占める法人2税の比率 | 44.0 | 40.2 | 37.9 | 37.0 | 32.5 | 34.3 | 28.5 | 22.4 | 32.7 |
| 法人事業税(割合)全国順位 | 1 | 2 | 7 | 6 | 13 | 10 | 31 | 45 | (15) |
| 超過率(%) | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 | 5 |
| 増収額(億円) | 516.8 | 108.0 | 168.1 | 71.6 | 38.7 | 125.8 | 69.9 | (60) | (30) |

法人事業税の超過課税は20%まで可能。

(千葉県税務統計書16年度)

人口も、工業用水を含めた水の需要も、すべてを過大に見積もり、架空ともいえる数字をはじき出し、何が何でもダム建設を、というのには、県財政の現状を考へるまでもなく、無謀です。特定多目的ダム法第12条では、利水については、撤退できることになっており、その場合、既に投入した資金も返還されることになっています。撤退を表明すれば、既に投入した147億円を含め、水利権にかかわる229億円が節約できます。

千葉県では水は余っており、これ以上はいりません。国土交通省は最近では、利水では分が悪いと見たのか、治水を強調するようになりまし。しかし、治水の面でも、八ツ場ダムの効果には、疑問が出されています。国の「利根川水系河川整備基本方針」では、八斗島基準地点での基本高水流量を毎秒2万2千トンとしていますが、これは、1947年のカスリーン台風のときの推定流量を前提にしたものです。実際には、この60年間、想定半分の半分以下、毎秒1万トンを超えたものが、1949年にわずか一度あるだけです。

八ツ場ダム事業からは直ちに撤退すべきです。

(県職労行財政対策部)